

令和 5 年 8 月 16 日
豊鉄バス株式会社

路線バスの運賃上限変更認可申請について

豊鉄バス株式会社（取締役社長 小笠原敏彦／豊橋市植田町字新津田 38）は、令和 5 年 8 月 16 日付で国土交通省中部運輸局宛に下記のとおり旅客運賃の上限変更認可申請を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 申請の理由

当社は、昭和 43 年のピーク時には年間 2700 万人を超えるお客様にご利用いただいていたが、モータリゼーションの進展に加え、人口減少、少子化等社会構造の変化に伴い、令和元年度には同 550 万人とピーク時の約 2 割まで減少いたしました。翌令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症の拡大による移動需要の低下によって同 415 万人とさらに減少しており、依然として厳しい経営状況が続いております。

この間、乗合路線全車両の低床化やバスロケーションシステム導入などサービス向上施策のほか、タイヤの最適化、運行路線の見直しなどの経営効率化を行って、安全・安定輸送の向上に努めてまいりました。

しかしながら、燃料費の高騰、運転士の確保等に伴う人件費の増加、老朽化した車両等の更新、カーボンニュートラル対応等のためコスト上昇が見込まれる一方、都市部への人口集中やコロナ禍による生活様式変化によりお客様は引き続き減少傾向であり、企業努力による経営収支改善は困難な状況にあります。

今後もバス事業の安定経営を継続し、お客様に安全・安定輸送と快適な輸送サービスを提供するため消費税率引き上げに伴う運賃改定を除き平成 7 年（1995 年）12 月 1 日以来、28 年振りとなる上限運賃の変更を申請いたしました。

ご利用の皆様には、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 実施予定日

令和 5 年 12 月 1 日（金）

3. 適用路線

乗合バス路線（高速線および運賃協議を実施する一部路線を除く）

4. 申請の概要

（１）上限運賃の平均改定率

12. 1%（実施運賃の改定率は10%程度を予定しています。）

※上限運賃は事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が収受可能な運賃の上限額です。

※実施運賃は認可が得られた場合に上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客様から収受する運賃です。

（２）主要区間の現行・改定運賃比較表

普通旅客運賃（大人）おもな区間

区分	現行	申請 上限運賃	実施運賃 (予定)
豊橋駅前・二川駅・大清水駅前・ 三河田原駅前から1キロまで	100 円	200 円	180 円
初乗り運賃 (上記のぞく2キロまで)	170 円	200 円	200 円

5. 輸送人員と収支状況（今回対象路線・区間）

（単位：千人／千円 税別）

項目		輸送人員	収支状況
実績年度（令和3年度）		4,092	△137,583
平 年 度（令和6年度）	改定前	4,782	△177,041
	改定後	4,639	△115,933

※令和6年度平年度推計の収支状況は、収益および事業の経営に必要な原価を計上した推計値です。

令和6年度平年度推計（改定後）の輸送人員及び収支状況は申請上限運賃での推計値です。

6. その他

実施運賃は本申請の認可後改めてご案内いたします。

7. お問い合わせについて

（１）この資料に関するお問い合わせ先

豊鉄バス バス営業部 乗合営業課 0532-44-8414（平日9:00～17:00）

（２）豊鉄バスホームページ

<https://www.toyotetsu.jp/>

以上